

昭和六年九月十六日追記跡めぐり資料

大正六年史跡めぐり

清涼院
聖徳寺

新地丘

武官前郷土研究会

箕季八回 史跡めぐり案内

一 日時 四年九月十六日 午前七時 午後

一 集合 越谷駅集合

コース

越谷へ 松伏下車へ

新方 聖徳寺へ

清浄院へ

越谷

一 会費 三百円 交通費他

。昼食は各自持参を希望

目次

見学資料

川崎聖徳寺界縁起

住取 稻葉嶺孝久述……………二頁

清浄院

柴広山由緒著同書……………五頁

中世……………四

近世

近代

新編八景日記稿 才十卷から……………四頁

越谷市の史跡と伝説から……………四頁

大松清浄院

柴広山由緒著 清浄院一山了史表 二頁

以上

川崎 聖徳寺略縁起

住持 龜 葉 嶺 寺 氏

聖徳太子奉齋の寺、傳りたる迹跡、沿線行樂案内の中央に、聖徳寺と記載しある該寺は「太子山聖徳寺」と号し、太子齋發誓の遺蹟ともある。

慶長の時、兩山源頼和尙、當時赤痢の武蔵野に聖徳太子の遺徳を弘く武家に宣揚すると共に、諸人入を納集して太子齋を指はしめ、現年この地を以て阿蘇陀堂に號して太子堂、地蔵堂を建立した。

註 明治維新の癸卯改元の際、太子堂は其の災を蒙り太子の本據は、現に阿蘇陀堂に安置せる。

歴代又此の意を継承し念仏弘通の務ら、太子奉齋、聖徳寺の利樂を宣敷して今日に及んでいひのこのことです。昔つて河内國磯長太子神廟所より我が國內に太子堂の跡は幾多あるけれども、太子山聖徳寺の号を持つものは該寺のみだといふことです。

太子山聖徳寺について今少し申上げますと、當寺の東約五〇米の所に古利根川の清流が南へゆるやかに流れ松伏嶺村のところで大ましく東に張り出して流る。此の辺り川巾二〇〇米、広い流道は格別、この張り出した流の邊に水立に囲まれた太子山聖徳寺がある。

慶長は越谷市に編入され、寺の所在地も越谷市川崎となつた。寺は浄土宗、古い記録もある。参詣人へ領の小さい十七ヶ憲法についている傳縁起を見ると徳川の初朝慶長年間には徳源源義といふ坊さんが大和國から太子齋を奉じて此の地に來て附近の村々に太子栴檀をひかめ、太子齋を指ひ、隨軍この寺を建て、兩山になつたとあります。

庫裡の前に三祀經の大銀杏があり、時代を物語つております。今の茅葺の本堂も當時のものですが、大正の大震災の後修繕したものだと言われております。

現在太子堂はありませんが、太子齋は本堂の阿蘇陀如来のわきと獅子に納めてあります。水越で高さ一尺二寸三寸、孝養の立像で兩手で持つておられるものは破損してゐるが、どうも栴檀妙ではなさそうであります。おしいことに何時頃の甚だまずい塗替えをやってゐる。本堂の左前方に太子堂があつたそうと、それを心掛りの良くない住家の時代に売つて吞んでしまつたとのことでもあります。銅版にする目的で買つた其の家は、悪心で建てたその後に火事にあつたとの事であります。それは明治になつてからださうです。

この太子齋は近國の徳園を奉りて、毎年五月五日には土地の弘入衆が集まつてお祭りをしております。語しによると東京方面に於て聖徳齋とが、聖禪齋などが

中世 兼山由緒著聞蓋、保存板碑及び地形等

近世 寺領關係・本寺寺領關係、寺請關係、過去帳

等諸書類及び墓所等（中世の同墓といわれる
杉浦家の院政居士墓墓石がある）

杉浦家については「關東郡代伊奈恭徳の政略
と家臣の動向」 地方史研究九十九号に所載

近古 神仏分離令關係（本尊二寺）聖系書等

新編武蔵風土記

○ 大松村は、シテより七里 辰戸十八、村の四隣

大杉村、西北は新戸村、東は古利根川を隔て、
葛飾郡大川戸村なり。当村も古より御料所なりしを

宝暦年中、大田出雲守に賜い、今主権正の領分なり
用水、檢地は前村に同じ

○ 古利根川 東北を流る、巾八十間

○ 倉取社 村の御所、日村 華光殿の持

末社 備前社

○ 清淨院 浄土宗 芝原上寺末 栄徳山

と尋す。寺領十二石の御末印は慶安元年九月十
七日賜ふ。本尊阿彌陀を安ず。立像にて長三尺
許、慈心の作といえり、開山堅真、宝徳元年七
月廿八日 示寂す

当寺の彌少許を隔て山塚と云あり、そこよ
り掘出せし古碑に藤原元正の文字見えたり。現
起立の人の碑ならんと云

○ 鐘 聖永七互鑄造の鐘を掛く

○ 倉取社 稻荷社 隆頭 聖地新（開地地蔵を安）

○ 相心寺 清淨院末 谷正山と尋す。本尊阿彌陀
を安ず。開山 善徳 慶文元年十二月四日寂す

越谷市の史跡と伝説から

○ 大松 清淨院

浄土宗 栄太山清淨院 開基は僧等、本尊阿彌
陀如来は慈心彌陀の作と云う。寺は今を去る手
五百有余年計の聖徳の昔創り、新方鎮の起源を探

究するに唯一の靈場なり。山は此の地を定めて
聖人に慈心弘道の傍ら當る古利根川の氾濫と水
害を鎮まを慮り、寺、院と稱すの擬道を築
き、又歴代の僧、人のために文教福利に

應永甲子(慶安二年(三一二年))伊弉和 年
には寺領十二石の米印を賜いしと聞く。不幸に
も雨淫の中興にさしもの大加藤村宝器村等全く
灰燼に帰し、昔日の藩影は全く絶つて消す
感念です。ただ境内の竹林中に残存する開山塚
を掘出したる所 だまたま嘉慶元年と彫みたる
青古碑数基現存せり。

是れが建立の人ではないかと申されて語りま
す。御本寺境内に 藤原妻子の墓を(大坂城法
城の落武者と聞く)祀る小堂がある。

大正の世紀の之を酒亦る四隣の里人は、藤原
靈神と崇拝し、参詣人が雲集いたし内前 寺を
なしたる時がありました。

栄広山由緒著聞書概略

承享十二年(一四四〇)將軍足利義敏は關東公方
足利持次を攻める、持次自害後その嫡孫春王、安王
は若城氏等と共に争兵するが破れる。その折結城軍
の中に、野本大炊丞秀俊と云う者があり、その妻は
一子松壽丸を産み、乳母と共に妻の兄下総國葛飾の
大川戸左衛門の館に落ちのびる。餘剰の手がのびて
三人は海に投身し、三頭一尾の大蛇と化す。この時

近江人が寄りつかず荒廃する。

文安四年春(一四四七)

栄広山住持賢上人は大蛇の腹を聞いて、深夜と
日の大念仏供養を行つたが、一山鳴動して一夜のう
ちに湖が固に変わった。これが蛇塚とも開山塚とも呼
ばれるものである。

栄広山を大ヶ村の湖壁と呼ぶ

その説は、文徳年間(一五〇一)新方領主向畑城
の所方次郎源希と武州騎西頭八条領主八条兵衛尉と
が争執を起し、文徳四年正月、山林楓で対戦する。
この時源希は戦死、新方領は八条軍の手中に入って
向畑城は別所三郎左衛門の居城になる。

なお、栄広山住持高賢上人は、新方領希の弟であ
つたことから清淨院を建打ちされ、高賢上人は岩風
の波江城へ送られる。

永正十七年(一五二〇)向畑武庫曲

高賢は新方領代の武士や栄広山衆徒と共に兵を挙げ
向畑城を奪回する。八条軍は大軍を別府に集める。
先陣は青柳外館左衛門、川作田重人、柿ノ木小幡、
二陣は大垣源飛騨守、西脇左近右衛門、領家八郎。

關分吉藤元部、後藤は八条兵衛別
一方 新方勢は

一山の康茂、新方舊代の武士、それに波江の加勢と共に 永正十八年正月六日 別府を占據 且備前は相澤の八条秀大督援上野介に背後をつかれて苦戦するが、大沢に来ていた安西・淨觀二山の康茂が救護し新方軍は大勝する。

高賢は備前の武士の旧領を安堵し切ある者、前を与えむなど南新方の魁は自然榮広山の領地のようにひり、人々は六ヶ村の租堂というようになる。

北条氏康 榮広山の

由緒を附にたすねる。

榮広山浄土寺清淨院一山歴史年表

(上の年次は昭和廿〇年委定算書は昭和廿一年改定(以下前との差))

天皇名	皇紀	年譜	備考
(七〇五) 後冷泉	(一七一九) 足利義満	九〇〇	康平二年 新方頼朝は、新方領を率い(千葉氏の余裔)源義家に従って前九年の役に戦う。戦功多し。 当時の新方領は、旧新方村、板井村、大後村、清科村 大川戸村 船伏村をふくむ。
(九六代) 後醍醐	(一九八八) 足利義満	六三九	嘉祿三 五 兩山實上人 榮広山浄土寺清淨院を建立する。 (四年新方領六ヶ村清淨院領とする)

天文年中(一五三二)北条氏康は武蔵下総を平定するが榮広山の由緒を特に訪はる。高賢これに答える 氏康は譲承して六ヶ村領地の面判を与える。

天正十八年(一五九〇)吉原榮広山の由緒を尋ねる。
(天正十八年改九月)

一五九〇年秀吉奥州征伐の途次岩槻に宿り榮広山の由緒をたすねる。高賢上人の筆跡を贈べたが親往賜に至つてはすでに一所懸命の土地であるといふ事かられないとして領地を返却したが、その由緒を授す為六ヶ村の内十二石を領有すべしとされた。

撰者 武州用土主藤田新次郎門下侍吉天文廿二年北条氏邦に就し用土新次郎門と唱ふる。
嘉永四年川上氏の写本に依る。
市史へんさん室 本町清別館

同分吉藤九郎、後藤は八条兵衛尉

一方 新方界は

一山の兼英、新方前代の武士、それに淡江の知勇と共に 永正十八年正月九日 刑府を急襲、互備城に而陣の八条勇大僧被上野介に背後をつかれて苦戦するが、大沢に求めていた安國・淳國二山の兼英が救護し新方軍は大勝する。

高野は権代の武士の旧儀を安堵し功ある者に賞を与えむなど新方方の魁は自然栄広山の領地のように成り、人々は六十村の祖堂というようになる。

北条氏康 栄広山の

由緒を附にたすねる。

天文年中(一五三二)北条氏康は武蔵下総を平定するが栄広山の由緒を特に訪ねる。高野これに答える氏康は継承して六ヶ村領地の面別を与える。

天正十八年(一五九〇)栄広山の由緒を尋ねる。

(天正十八年九月)

一五九〇年秀吉奥州征伐の途次岩槻に宿り栄広山の由緒をたずねる。高野上人の筆跡を贈ったが宛往地に至ってはすでに一所懸命の土地であるとは認められないとして領地を戻したが、その由緒を授け六ヶ村の内を十二石を領有すべしとされた。

撰者 武州用土主藤田新元御門平侍者天文廿二年北条氏康に就し用土新元御門と唱える。

嘉永四年(一六二二)川上氏の写本に依る。

市史へりさ心望 本朝清別館

栄広山浄土寺清浄院一山歴史年表

(上の年次は昭和四年(一九三三)年表に準拠し、要年表(一)には前の表)

天皇名	皇紀	年次	記	備考
(七〇代) 後冷泉	(一〇五九) 一一一九	九〇〇	<p>兼平二年 新方領事は、新方領を率い(千城氏の余裔)源家に従って前九年の役に戦う。戦功多し。</p> <p>當時の新方領は、旧新方村、板井村、大森村、酒村村、大川戸村、船伏村をかくむ。</p>	<p>昭和四年(一九三三)年</p> <p>一九六五年</p> <p>本(以下同じ)</p>
(九六代) 後醍醐	(一九八八)	六三九	<p>嘉永三年(一六二二) 栄広山浄土寺清浄院を建立する。</p> <p>(同年新方領六ヶ村清浄院領とする)</p>	<p>四七年(一九七二)度</p> <p>大町四年</p>

全書	後博成 (10代)	正親町 (10代)	後柏原 (10代)	後柏原 (10代)	兼光 (10代)	兼光 (10代)	兼光 (10代)	兼光 (10代)	兼光 (10代)
二二五〇	二二四二 (一、五八七)	二二三八 (一、五六〇)	二二六四	二二六一 (一、五〇三)	二〇五五 (一、二九七)	二〇四七 (一、三六二)	二〇四七 (一、三六二)	二〇四七 (一、三六二)	二〇四七 (一、三六二)
三二五	三八四	四〇七	四六一	四六四	五七〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇
天正十八年庚寅九月、新方領主 豊原秀吉の表裏征伐に従 がう。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。	天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山 聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水 尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後 清淨院遺蹟の山替とす。
(九代後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)	(二二五後)
三三三前	三九五前	三六四前	四六八前	四六八前	五七七前	五八〇前	五八〇前	五八〇前	五八〇前

照基 杉澤家とし、野真上人の身介に因しては不詳)

應永元年丁卯七月廿八日 新方領主清淨院開山實上人決定
(225)

天正二年甲午春、徳川康頼新方領地開闢 向原城主新方主澤允
頼基清淨院開山實上人に薄版し、その意を察い、清淨院佛
塔遺跡を造替完了する。

天正三年甲子正月 八条地区、平性茂の兵隊千所方城を攻む
菩提院の表裏をす。

清淨院第十一代 文書上人参謀として新方領主(新方領主五
代) 八条地区平定、八条地区に一寺を建立する。

天正十一年末、清淨院第九代一番田越上人徒師僧普源和尙太子山
代 仏親山開闢開山、第一の七代後水尾天皇、寛延二二二
二年、三八四年前 天正二年甲戌八月二十二日示寂 函致一
無量説は清淨院遺蹟の末 山替とす。

天正戊之年 清淨院中兴文書上人徒師僧普源和尙太子山
聖徳寺の山号を文書上人より譲り申す。第一の八代後水
尾天皇、寛延二二二二年三五三年前應永二年首の耳邊化爾後
清淨院遺蹟の山替とす。

天正十八年庚寅九月、新方領主 豊原秀吉の表裏征伐に従
がう。

天皇名	重祚	神代	記	備考
(一〇七代) 後鳥羽	二・二四七 (一・五七三)	三ノ四	天正元酉年 清淨院十代文善上人改番正替徳矢和州 匠王 山淨院寺を崩山する。(大杉村) 第一〇七代鳥羽成天皇の 二二五二年と三〇三年の歴史、橋段清淨院通風の小幡院寺 とする。	神皇正統記 三九一年前
後水尾	二・二二二 (一・五九七)	三五三	慶長二年甲申 清淨院十一代真善上人後弟 光善去正和州 船渡山福山正寺を崩山する。爾後 清淨院直盛の小幡院 とする。皇紀二二〇五三三三三〇羊沟示叙	三六〇年前
(一〇七代) 後鳥羽	二・二五二 (一・五九三)	三七三	文禄元辛未之宣 清淨院十一代真善上人走弟眞直社然善 善徳和南・善徳山徳直善の山移を窮い崩山する。爾後清淨 院直盛の末寺とする。第一一一代後西天皇、皇紀二三二一 年三〇九年而 寛文元五年十二月四日示叙	三八〇年前
(二〇代) 後光瑞	二・三〇八 (一・六四八)	三一七	慶安元戌子天九月十八日 寺徳二五〇石の地に御不田十三 石頂敷 新方妙主清淨院第十代眞直社文善上人代飯沼直盛 寺七母名蓮社梵善上人代	三二四年前
(一七代) 明治	二・二五三三	九二	明治六年地租改正により一八六町餘畝、明治十年十一月 不審火により清淨院焼失、明治十二年四月復住、飯本堂建立	九九年前
(一七代) 昭和			昭和二三年東地法により一町六畝餘放留三三三新憲法宗教法 人に登祀、昭和廿八年三月十七日明治廿六世清淨院正僧正 善上人知照同良田六和尙受託法界宗を管する。年五月八日 上人の遺碑建立す。	